

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

1. 協議の場を設けた区域の範囲

野田地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 2 月 27 日

3. 当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況

小山・船形・目吹・木野崎・今上地区では水稲耕作が盛んに行われ、ブロックローテーションによる集団転作を行い農地の集積にも貢献している。

また、野田地域全域で畑作が営まれており、畑作では施設、露地による野菜耕作が行われている。

経営体数

法人	10 経営体
個人	39 経営体
集落営農（任意組織）	組織

認定農業者	23 経営体
認定新規就農者	5 経営体
その他の農業者	21 経営体

○ 担い手が十分いるかどうか

農事組合法人が組織され後継者も育ってはいるが、全体として後継者不足が心配される。

4. 地域農業の将来のあり方

(1) 将来の農地利用のあり方

地域の中心となる経営体に集積していく。

(2) 生產品目、経営の複合化、6次産業化等のあり方
ニーズを把握して、複合化、6次産業化等を検討していく。

5. 農用地の利用の効率化及び高度化の促進（農地流動化）のための農地中間
管理事業の活用方針

地域の中心となる経営体に集積していくためにも、積極的に農地中間管理
機構を活用していく。